

千葉県入札監視委員会令和3年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和3年8月4日(水) ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 田部井 彩 (中央学院大学法学部准教授) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に22件の低入札価格調査案件があったことを報告した。 2 審議対象期間中に11件(11者)の指名停止があったことを報告した。 3 審議対象期間におけるに代わる届出の提出業者に対しての聞き取り結果について報告した。
一般競争	2件	
指名競争	1件	
随意契約	2件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>・代わる届出の提出業者に対する聞き取り結果について</p> <p>○ 低入札業者が受注する場合、どのような条件が付されるのか。</p> <p>○ 配置技術者の増員の義務づけにより、低入札業者が積算に含まれていない費用を負担しなければならない。</p> <p>○ 管理をしっかりすることは非常に重要だが、業者への負担が増えてしまうことにはあまり賛成できない。</p>	<p>○ 低入札業者が受注する場合、契約保証金の増額、前払金の減額、監督体制の強化などの条件を付している。また、過去2年以内の工事成績評価が低い業者等には、配置技術者の増員を義務づけている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【河川激甚災害対策特別緊急工事(護岸工その1)】</p> <p>○ 開札調書において、低入札対象業者以外に無効となっている業者(企業体)があるが、その理由はなにか。</p> <p>○ 大手企業で技術点が高いある会社でも書類の作成が困難で辞退しているが、どのような書類を作成するものなのか。技術点が高いため、辞退する理由が腑に落ちない。</p> <p>○ 本案件の低入札対象業者に対しても、低入札による辞退のヒアリング調査は実施するのか。</p>	<p>○ 入札直前で指名停止になったため、無効となっている。</p> <p>○ 書類の量としては 22 項目について報告してもらうこととなっており、関東近郊でも同様のようものである。</p> <p>○ 既の実施しており、「繁忙期のため書類の作成が難しい」との回答を得ている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【旧山武合同庁舎解体工事】</p> <p>○ 開札調書の摘要欄が無効となっているのは辞退届の提出があった業者、失格となっているものは調査をして何か不備があった業者ということか。</p> <p>○ 一業者から、低入札価格調査は却下するための審査という意見があり、不信感を持っているという印象を受ける。具体的にどの部分が失格となったのか。</p> <p>○ 価格失格判定基準はどのように定められているのか。また、その基準は公表されているのか。</p> <p>○ 解体工事には廃棄物処理費用も含まれているのか。</p> <p>○ 資源の有効活用等を含め、品質の高い工事であるという県の感覚が業者に伝わるとよい。</p>	<p>○ 低入札対象で失格となっているのは、直接工事費等が失格判定 基準を下回る金額であった業者であり、低入札対象で無効となっているのは、調査基準価格以下で失格判定基準以上であったが、調査報告書の提出がなかった業者である。なお、一業者については、技術資料提出時に工事費内訳書が同時に提出されたため、無効となったものである</p> <p>○ 価格失格判定基準があり、調査基準価格の直接工事費等に一定率をかけた基準価格を下回った場合、失格となる。</p> <p>○ 価格失格判定基準は、直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費等の30%を下回った場合に失格となり、率に関しては公表されている。</p> <p>○ 廃棄物の運搬・処理費用が含まれている。</p>

<p>○ 低入札業者が入札金額で施工できると主張しているのに対して、発注者はその入札金額では工事の品質は確保できないと主張している。認識のすり合わせが必要であると思うが、発注者の意図を業者に分かってもらう機会はあるのか。</p>	<p>○ 業者から開示請求があれば、設計の内容などについて確認することは可能である。</p>
--	--

意見・質問	回 答
<p>事案3 指名競争入札 【千葉県立小金高等学校格技場天井撤去建築工事】</p> <p>○ 多くの辞退者がでた理由はなにか。</p> <p>○ 指名業者数が36者というのは絞りこみかけた上でこの数なのか。</p> <p>○ 入札不調が多く発生した理由はなにか。</p>	<p>○ (不調対策として) 多数の業者を指名したため辞退者が多くなった。辞退の理由としては、技術者の不足によるものが17件、作業員の不足によるものが2件、会社都合によるものが6件、人員の確保困難によるものが1件、手持ち工事の都合によるものが2件、採算が合わないため3件であった。</p> <p>○ 条件に合う業者は松戸市内で3者、東葛飾土木事務所管内でも10者で、規定の指名業者数に不足していた。隣接する柏、葛南土木事務所管内に対象を広げたところ、36者が該当した。当時、本件工事場所のある松戸市や東葛飾土木事務所管内で入札不調が多発していたため、全36者を指名した。</p> <p>○ 確認した情報ではないが、令和2年度は松戸市が大規模事業を多数発注していたため、東葛飾土木事務所管内の県発注工事において、技術者不足などの理由による入札不調が多いということを聞いていた。実際に、東葛飾土木事務所管内の学校でも工事の入札不調が多くなっていた。</p>

事案4 随意契約

【県単海岸整備工事(野手海岸及び旭海岸開口部対策工その2)】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 予定価格の変更がみられるが、どのように変更をしたのか。○ 1回目の一般競争入札よりも金額が大きくなった理由はなにか。○ 指名競争の不調原因は何か。 | <ul style="list-style-type: none">○ 不調のたび業者にヒアリングを行い、仮設等の設計内容を変えて発注した。○ 施工範囲を縮小したが、仮締切りや水替え等の仮設に多額の費用を要しており、一般競争入札よりも金額が増えている。○ 業者にヒアリングを行い、不調原因について伺ったところ、野手海岸の工事については波浪等による現場環境が厳しく設計図書の仮設との採算が合わないとの意見があった。また、旭海岸については施工規模が小さいため金額の採算が合わないとの意見があった。 |
|---|--|

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【習志野市茜浜2丁目8番地先菊田川水管橋空気弁修繕工事】</p> <p>○ 随意契約理由に「当局積算基準に適切な歩掛りがないことから見積を徴した」とあるが、設計金額と契約金額に差が生じた理由はなにか。</p> <p>○ 随意契約理由に「鋼構造物工事の入札参加資格がある2者に見積を徴した」とあるが、2者以外にいなかったのか。</p> <p>○ 不断水工法を用いなければならなかった理由はなにか。</p> <p>○ 空気弁は不断水工法でなければ交換できないのか。</p> <p>○ 本路線を断水しても他路線から水道水が供給されるようにはなっていないのか。</p> <p>○ 他の重要路線でも同様の事態が発生しないよう予防措置が重要だと考える。</p>	<p>○ 見積は、当局積算基準に歩掛りがないものについてのみ徴しており、その他は当局積算基準を用いて積算をしていることから、その部分で差が生じたと考えている。</p> <p>○ 財団法人日本建設情報総合センターが管理する工事实績情報に不断水工法の修繕実績が登録され、かつ千葉県の入札参加資格者名簿に鋼構造物で登録されている者が当該2者のみであったため、2者以外にはいなかったと考えている。</p> <p>○ 本路線は重要路線であり、断水範囲が広範囲となること、また幕張新都心の他、食品工場、大規模商業施設等の大口需要者も多いこともあり、不断水工法で施工せざるを得ないと判断した。</p> <p>○ 通常は、補修弁を閉めることで不断水工法によらず空気弁を交換することが可能である。ただし、今回は補修弁の交換も必要となったため、不断水工法を採用した。</p> <p>○ 他路線からバックアップはできるようになっているが、バックアップに伴うリスクがあるため、非常時以外は行っていない。</p>

委員講評

- 今回も低入札価格の案件が多いと感じた。前回の定例会での提言を受け、低入札価格対象業者へのヒアリングを行ったのはよかったと思い、今後も継続してもらいたいと思う。また、低入札価格調査対象業者の中には報告書を作成しても無駄になってしまうという認識をもっているため、県の考えと乖離があるならば埋めていかなければならないと思う。特に、予定価格と入札価格に大きな差がある場合、単純に金額だけで判断できないのだとしたら、なぜそのような金額の差が生じているのかをフォローアップして、溝を埋めていく必要があると考える。低入札価格調査の基準について、必要性を吟味して、見直しができるのであれば検討してほしいと思う。
- 低入札価格調査において、調査後に契約に至った例があれば、業者側の認識も変わるのではないかと思う。時間が掛かるとは思うが、改善を検討していただきたい。随意契約についても、基本は競争入札を行った上で、業者選定をすることが望ましいと思うため、こういった意味も含めて入札のあり方を考えていきたいと思った。
- 低入札価格調査について、発注者側と受注者側で意識の差があると思い、その差を埋めていく必要があると思う。低入札価格調査の背景と目的を説明し、それにあわせて業者側と寄り添うことができ、問題が無いのであれば、その制度の見直しもお願いしたい。(入札の)目的を見失っているような気がするため、目的を達成できるよう制度の見直しを検討してほしいと思う。